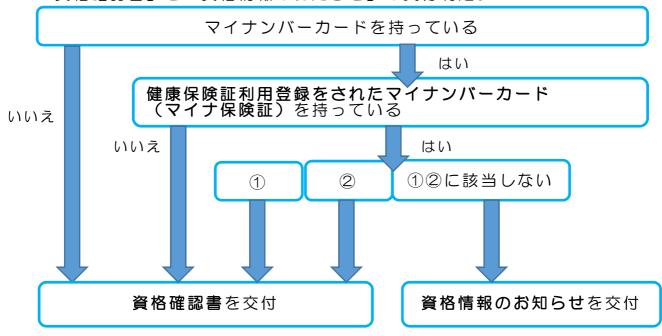
## 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の交付判定フロー



- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ(カード本体の有効期限切れを含む。)の者、マイナンバーカードの返納者(ただし、返納者は事前の申請も想定)
  - DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者
  - 申請により資格確認書が交付された要配慮者(マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者。以下同じ。)の資格確認書を更新する場合等
- ② ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
  - 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合等